

新型コロナウイルス感染症予防 いのっぴが教える新しい生活様式

基本の感染症対策

症状がなくてもつけない
せきエチケットも忘れずに

マスク着用
せつけんで30秒！
うがいもね！

2m (最低1m)
距離をとる

帰宅後は手や顔を洗い
できるだけ
すぐ着替えてシャワーを

手洗い

3密を避けよう！

密閉空間
換気を
しっかり

**多くの人が
密集する場所**

密接する会話
離れて
マスクを！

いのっぴ

買い物
通販も利用
一人または少人数で空いている時間に
電子決済を利用
■計画を立てて早くレジに並ぶ時は、前後にスペース

娯楽・スポーツ
筋トレやヨガは自宅動画活用
■狭い部屋での長居を避ける
■公園は空いた時間、場所を選ぶ
■ジョギングは、距離をとって少人数で
■歌や応援は、距離をとるかオンラインで

食事
おしゃべりは控え
対面ではなく横並びで食べる
テイクアウトデリバリーも利用する
■大皿を避け、個別のお皿で食べる
■お酌、まわし飲みをしない
■屋外空間で気持ちよく

冠婚葬祭
■大人数での会食を避ける
■発熱、風邪症状があったら参加しない

働き方
■会議はオンラインで
■テレワークやローテーション
■時間差通勤を取り入れる

帰省や旅行を控えめに
■感染が流行している地域には行かない

公共交通機関は混雑時を避けおしゃべりは控える
徒歩
自転車も併用

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料

新型コロナウイルス感染症の影響により、以下の要件に該当する世帯は、令和2年2月以降の国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料について、全部または一部の減免を受けることができます。

- ・主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯
- ・主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、次の①～③全てに該当する世帯
- ①主たる生計維持者の事業収入などのいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上
- ②*主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1千万円以下 ※国民健康保険税・後期高齢者医療保険料のみ
- ③主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入などに係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下

申請期限は原則納期限ですが、やむを得ない理由があると認められる場合、令和3年3月31日頃まで申請を受け付けます。

第1期からの減免を希望する方は、7月31日頃までに以下へ申請してください。

なお、年金からの特別徴収で納付している方は、年金支給日までが申請期限となります。

国民健康保険税について ☎ 税務課 課税班 ☎ 30-0213
 介護保険料について ☎ あんしん長寿課 高齢者支援班 ☎ 30-0234
 後期高齢者医療保険料について ☎ 市民課 国保医療班 ☎ 30-0222

傷病手当金

◆対象者 次の①～④をすべて満たす方

- ① 鹿角市国民健康保険または後期高齢者医療の加入者である
- ② 新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われる症状があった
- ③ ②の療養のため、労務に服することができない期間があった
- ④ ③の期間のうち、給与の全部または一部が支給されなかった

◆対象日数 労務に服することができなくなった日から起算し、3日を経過した日（4日目以降）から労務に服することができない期間のうち、就業を予定していた日数

◆支給額 1日あたりの支給額には上限があります。

$$\text{支給額} = (\text{直近3カ月間の給与収入額} \div \text{直近3カ月間の就労日数}) \times 2/3 \times \text{支給対象となる日数}$$

◆適用期間 令和2年1月1日から令和2年9月30日の間で、療養のため労務に服することができない期間（入院が継続する場合などは、最長1年6月まで）

◆申請書 市民課に設置しているほか、市ホームページからダウンロードできます。

☎ 市民課 国保医療班 ☎ 30-0222



特別定額給付金

4月20日に「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定されたことを受け、家計への支援を行うため、特別定額給付金（一律に1人当たり10万円）を支給しています。

5月中旬に各世帯へ申請書を郵送していますが、まだ手続きがお済みでない方はお早めに申請をお願いします。

申請書を紛失された方は、下記までお問い合わせください。

◆申請期限 8月17日（当日消印有効）

☎ 特別定額給付金交付室 ☎ 30-0207